

第4編 障害児福祉計画

第1章 成果目標

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針	
児童発達支援センター	平成32(2020)年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所以上設置すること
保育所等訪問支援	平成32(2020)年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

【本市における目標値】

本市においては、既に児童発達支援センターを設置し、また、保育所等訪問支援も実施しており、今後も現在の体制を継続します。

	平成29年度 (現状値)	平成32(2020)年度 (第1期目標値)
児童発達支援センター	1箇所	1箇所
保育所等訪問支援を実施する事業所	1箇所	1箇所

2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	平成32(2020)年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所以上確保すること ※圏域での確保も可

【本市における目標値】

平成32(2020)年度までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所をそれぞれ1箇所整備することを目標とします。

	平成29年度 (現状値)	平成32(2020)年度 (第1期目標値)
児童発達支援事業所	0箇所	1箇所
放課後等デイサービス事業所	0箇所	1箇所

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針	
保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	平成30（2018）年度末までに、協議の場を設けることを基本とする ※圏域での確保も可

【本市における目標値】

平成 30（2018）年度までに保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を1箇所整備することを目標とします。

	平成29年度 （現状値）	平成30（2018）年度 （第1期目標値）
目標値	0箇所	1箇所

第2章 障害のある子どもに関するサービス

1 障害児通所支援サービス

(1) 児童発達支援

事業所等に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(2) 医療型児童発達支援

児童発達支援のサービスに加え、治療（理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援）を行います。

(3) 放課後等デイサービス

放課後や夏休みなどの長期休暇中に、事業所等に通い、生活能力向上のための訓練や、社会との交流体験等を行います。

(4) 保育所等訪問支援

児童が通っている保育所等に、専門知識のある職員が訪問し、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

(5) 居宅訪問型児童発達支援 【新規】

重度の障害等の状態にある障害のある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障害のある子どもに発達支援が提供できるよう、障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

【サービスの実績及び達成率】

サービス種別		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率
児童発達支援	実利用人数（人）	156	195	80.0%	158	195	81.0%	164	195	84.1%
	利用人日（人日）	610	650	93.8%	648	650	99.7%	637	650	98.0%
医療型児童 発達支援	実利用人数（人）	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	利用人日（人日）	0	0	-	0	0	-	0	0	-
放課後等 デイサービス	実利用人数（人）	78	90	86.7%	111	90	123.3%	156	90	173.3%
	利用人日（人日）	665	570	116.7%	1,004	570	176.1%	1,643	570	288.2%
保育所等訪問支援	実利用人数（人）	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	利用人日（人日）	0	0	-	0	0	-	0	0	-

（各年度 9 月分実績）

【見込量設定の考え方】

現在の障害児通所支援の利用者数を基礎として、新たな利用者や施設の増加を勘案して利用者数を見込みます。また、利用人日は利用者数に標準的な月間利用日数を乗じたサービスの利用日数を表します。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援	実利用人数（人）	160	160	160
	利用人日（人日）	650	660	660
医療型児童 発達支援	実利用人数（人）	1	1	1
	利用人日（人日）	25	25	25
放課後等 デイサービス	実利用人数（人）	190	200	210
	利用人日（人日）	2,150	2,260	2,380
保育所等訪問支援	実利用人数（人）	4	7	10
	利用人日（人日）	4	7	10
居宅訪問型 児童発達支援	実利用人数（人）	2	3	4
	利用人日（人日）	10	15	20

（月間）

【見込量確保のための方策】

利用者の意向や障害の状況に応じて、適切に支援できるよう、各障害児通所支援の整備に努めます。また、新たなサービスについては、障害児支援の円滑な提供ができるよう努めます。

2 相談支援サービス

(1) 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。障害のある子どもの抱える課題等を勘案し、障害児支援利用計画の作成及び見直しを行います。

【サービスの実績及び達成率】

サービス種別		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率
障害児相談支援	実利用人数 (人)	62	72	86.1%	94	72	130.6%	91	72	126.4%

(各年度 9 月分実績)

【見込量設定の考え方】

障害児相談支援のサービス利用状況（支給量）と、新たな利用者を勘案して利用者数を見込みます。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害児相談支援	実利用人数 (人)	95	100	100

(月間)

【見込量確保のための方策】

各事業所の相談支援専門員の増員を促し、サービスの円滑な提供ができるよう相談支援体制の充実・強化に努めます。

(2) 医療的ケア児に対するコーディネーター

医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、支援を行う機関との連絡調整の体制整備を行います。

【見込量設定の考え方】

医療的ケア児支援に対するニーズや医療的ケア児の人数を勘案して、適切な配置人数を見込みます。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
医療的ケア児に対する コーディネーターの配置	配置人数 (人)	0	0	1

【見込量確保のための方策】

医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を促し、コーディネーターの配置に努めます。